平成２９年（フ）第１２０５号
横浜市中区本牧三之谷４番25―105号
債務者　佐藤　洋平
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８７号
横浜市戸塚区上倉田町2005番地１　ハートヒルズ弐番館305号
債務者　稲山いずみ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９０号
横浜市都筑区中川中央１丁目35番４―602号
債務者　古寺　広美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０２号
横浜市港北区鳥山町818番地
債務者　村田亜沙美
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０４号
横浜市都筑区池辺町3604番地　クオス鴨居Ⅱレジデンシャルステージ202
債務者　三木　侑希
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２７号
神奈川県藤沢市石川３丁目34番地の６
債務者　村田　美香（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１１号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目16番９号　２－Ｂ
債務者　多和田勝志
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１１３号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目12番31号　オアシスフリーデ503号室、住民票上の住所沖縄県うるま市字田場1083番地１　サニーコート風蘭501
債務者　稲福　　宰
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４７号
栃木県小山市城東７丁目１番20号ＫＳコーポ205号、従前の住所埼玉県草加市小山１丁目15番14―206号
債務者　八鍬　裕司
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第７２９号
東京都日野市大字上田487番地の５サンライズハイム102
債務者　平野　由香
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３３号
千葉県袖ケ浦市今井2197番地５
破産者　株式会社ケーエスフーズ
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３８５号
埼玉県川口市大字里1190番地の889
破産者　有限会社太洋光学
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
埼玉県戸田市中町１丁目13番地の６
破産者　富士運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４１８号
東京都練馬区南田中４丁目25―16―108
破産者　松下　英樹
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１３号
埼玉県所沢市北中１丁目242番地10
破産者　株式会社日本カスタマイズ研究所
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１６号
埼玉県狭山市水野1296番地の２
破産者　有限会社ブライズ
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４２号
千葉県茂原市木崎1295番地10
破産者　中嶋　和子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係